

第 9 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 4 年 11 月 24 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時 6 分

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	4 番委員	杉 崎 一三六
5 番委員	杉 本 明 彦	6 番委員	林 隆
7 番委員	戸 坂 昭 一	8 番委員	杉 本 富美男
9 番委員	倉 田 邦 昭	10 番委員	榎 本 弘 行
11 番委員	山 口 祐 二	12 番委員	山 内 亜樹子
13 番委員	矢ヶ崎 宏 始	14 番委員	吉 井 美華子
15 番委員	藏 見 洋 久	16 番委員	田 中 敏 夫
17 番委員	石 原 康 裕	19 番委員	荻 本 末 子
20 番委員	篠 宮 稔		

欠席委員

18 番委員 加 納 松 男

事 務 局

局長	元木勇治	次長	朝倉恵一
書記	佐野純子	書記	秋山雄亮

○元木事務局長　それでは、ただいまから第9回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ19人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、18番議席の加納委員につきましては、本日都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしく申し上げます。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

11月になり、朝晩はめっきり冷え込むようになりましたので、体調等には十分注意してください。

今月10日には農地パトロールがございました。お疲れさまでした。また、先週は農業まつりということで、農業委員会から農業なんでも相談ということで出展させていただきました。市民の方々の質問にお答えいただき、本当にありがとうございました。皆様方のお力により、農業まつりも無事終わることができましたので、本当にありがとうございました。

また、明日は農業経営者クラブの研修がございます。参加される方は、またひとつよろしく願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。本日の議事録署名人は、19番議席の荻本委員、20番議席の篠宮委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第22号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第23号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」。

以上3件を事務局から説明します。

○佐野書記　それでは、報告第21号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。農地法の第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、賃借権等の権利を設定、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けることとなっております。ただし、その権利の移転の理由が相続または法人の合併、分割の場合は、農業委員会への届出となっております。今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺南町2丁目●番●、面積は700平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。9月2日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は小島町2丁目●番●、面積は576平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。10月19日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は富士見町1丁目●番●外6筆、面積は3,865平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。10月27日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告第22号を御覧ください。報告第22号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の所有権の移転を行わずに、農地を農地以外の地目に転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺北町5丁目●番●外1筆、面積は合計で511平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。この土地は生産緑地ではなく、今般、自己転用で共同住宅を建設するため、地目の変更をするものであります。篠宮委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、10月11日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、10月19日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告第23号を御覧ください。報告第23号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は仙川町2丁目●番●、面積は618.69平方メートルであります。賃貸人は●●●●氏、賃借人は松尾建設株式会社であり、転用目的は資材置

き場としての一時使用であります。蔵見委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は、第八中学校の南側にある土地であり、以前は生産緑地ではありましたが、令和3年7月に買取申出がなされ、同年10月に行為制限の解除となっております。今般、隣地の土地の工事の資材置き場として、令和4年10月3日から令和6年2月29日まで使用され、工事終了時には原状回復されます。

なお、9月21日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、9月28日に受理通知書を交付しております。

専決処分 of 報告についての説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から3件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題とします。ア、令和4年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、以上3件を事務局より説明します。

○佐野書記 それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和4年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。最初の表、令和4年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出は3件、5,141平方メートル、第18条及びそのほかのものはありませんでした。

下の表、令和4年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は1件、面積は511平方メートル。所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出が1件、面積618.69平

方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和4年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和4年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございますが、今回の総会審議状況で前回から変更になった部分でございます。農地法第4条は、上から3段目の共同住宅、貸家に転用したものが3件、1,688平方メートルであります。農地法第5条では、表の一番下、その他、今回こちら一時使用として転用したものが件数2件、面積740.02平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数25件、面積1万7078.59平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。これは、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるために、税務署に提出するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は野水1丁目●番●外5筆、面積は合計で3,381平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏。野口委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は多摩川1丁目●番●外6筆、面積は合計で3,865平方メートル、相続税の納税猶予の適用を受ける者は●●●●氏です。杉本明彦委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は深大寺南町4丁目●番●外6筆、面積は合計で3,262平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

なお、番号1から3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予の適用を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は染地1丁目●番●、面積は826平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は飛田給3丁目●番●、面積は1,064平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。野口委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は若葉町3丁目●番●外8筆、面積は合計で5,265.96平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。藏見委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は柴崎2丁目●番●外3筆、面積は合計で648.20平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。加納委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は布田3丁目●番●外5筆、面積は合計で901.15平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町3丁目●番●外4筆、面積は合計で853.16平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号7について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町6丁目●番●外16筆、面積は合計で1万3,613平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。篠宮委員が現地確認をしております。

なお、番号1から7につきましては、全ての申請書類に不備はなく、署名書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告の3件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○元木事務局長　それでは、その他報告、連絡事項について御説明いたします。

次回の総会ですけれども、12月15日木曜日午後3時から、調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしくお願いいたします。

その他報告事項(2)です。農産物展示品評会表彰式ですけれども、表彰式については、コロナ禍の影響を受けて、3年ぶりの開催を予定しております。詳細につきましては、総会終了後、担当より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、1月の研修会・新年会についてです。こちらについても、コロナ禍、感染症の影響を受け、3年ぶりの開催を予定しております。詳細については記載のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第9回農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時28分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

19番委員

20番委員